

第2回 奈良県広域水道企業団設立準備協議会 資料

次の枠組みを維持しつつ、以下の論点について具体的な検討協議を進める。

- ▷ 統合形態 事業統合
- ▷ 統合時期 令和7年4月
- ▷ 料金統一 統合当初から実施（併せて所要の経過措置、セグメントを実施）

<論点>

① 統合後の水道料金について

・算定期間は「3年」とする。

・あらかじめ「企業団規約」に料金の考え方・算定方法等を明記しておく。

② 企業団への途中参加を認める場合の諸条件について、早急に整理する。

③ 企業団に参加しない団体への用水供給単価について、早急に整理する。

④ 企業団議会の議員定数について

公平性の観点から、給水人口規模を考慮した定数とする。

令和5年10月5日（木）